(別表1) 主務大臣による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される食品等の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係):財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
アメリカ合衆国	食肉(別紙US-A1)(厚)	-	食肉(別紙US-A1)(厚)
	_	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品 (別紙US-S3)(農)	-	-
アルゼンチン	-	-	食肉(別紙AR-A1)(厚)
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	_	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉 (別紙IN-F1) (農)	-	_
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)		水産食品(別紙ID-S1)(農)
ウルグアイ	-	-	食肉(別紙UY-A1)(厚)
英国	水産食品(別紙EU-S1)(農)	-	-
	水産物(別紙EU-S2)(農)	-	-
	-	_	ペットフード等(別紙EU-F1)(農)
エジプト	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
欧州連合	-	-	食肉(別紙EU-A1)(厚)
	_	_	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品 (別紙EU-A3) (厚)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
	_	_	ゼラチン・コラーゲン(別紙EU-A4) (厚)
	水産食品(別紙EU-S1)(農)	水産食品(別紙EU-S1)(農)	水産食品(別紙EU-S1)(農)(厚)
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	_
	_	_	ペットフード等 (別紙EU-F1)(農)
オーストラリア	_	_	食肉(別紙AU-A1)(厚)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
カナダ	牛肉(別紙CA-A1)(厚)	_	牛肉(別紙CA-A1)(厚)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
シンガポール	-	-	食肉(別紙SG-A1)(厚)
	_	-	食肉製品(別紙SG-A2、ZZ-A1)(厚)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
スイス	水産食品(別紙EU-S1)(農)	-	-
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	_
タイ	_	_	豚肉(別紙TH-A2)(厚)
	_	_	青果物(別紙TH-P1)(農)
大韓民国	水産食品(別紙KR-S1)(厚)	-	水産食品(別紙KR-S1)(厚)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
台湾	_	-	牛肉(別紙TW-A1)(厚)
	_	-	食肉製品(別紙TW-A3、ZZ-A1)(厚)
	貝類(別紙TW-S1)(農)(厚)	-	-
中華人民共和国	水産食品(別紙CN-S1)(厚)	_	水産食品(別紙CN-S1)(厚)
	活水産物(別紙CN-S2)(農)	_	_
	さけ類 (別紙CN-S3) (農)	_	_
	たばこ (別紙CN-L1) (財)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	-	_
ナイジェリア	水産食品(別紙NG-S1)(農)	_	水産食品(別紙NG-S1)(農)
ニュージーランド	二枚貝(別紙NZ-S1)(農)	_	_
ノルウェー	水産食品(別紙EU-S1)(農)	_	-
ブラジル	_	_	牛肉(別紙BR-A1)(厚)
	水産食品(別紙BR-S1)(厚)	_	水産食品(別紙BR-S1)(厚)
	水産食品(別紙BR-S2)(農)	_	_
	清涼飲料水(別紙BR-V1)(農)	_	-
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
ベトナム	水産食品(別紙VN-S1)(厚)		
香港	牛肉(別紙HK-A1)(厚)	_	牛肉(別紙HK-A1)(厚)
メキシコ	水産食品(別紙MX-S1)(厚)	_	_
モロッコ	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
ロシア	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	-
まぐろ類条約等加 盟国	まぐろ類 (別紙ZZ-S2) (農)	-	-
南極海洋生物資源 管理委員会締約国	めろ(別紙ZZ-S3)(農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
複数国向け	輸出証明書発給システム(ZZ-01) (農)	_	_
	放射性物質関連(ZZ-02)(農)	_	_
	自由販売証明(食品) (別紙ZZ-01、 ZZ-03)	_	_
	政府間の取り決めによらない輸出食品(別紙ZZ-04) (厚)		
	自由販売証明(飼料等)(別紙ZZ- 01、ZZ-F1)	_	_
	第三国由来水産動物等(別紙ZZ-S5) (農)	_	_
	試験研究用水産動物(別紙ZZ-S6) (農)	_	_

(別表2) 都道府県知事等による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。 (凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係):財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
アメリカ合衆国	_	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品 (別紙US-S3) (農)	_	_
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
アラブ首長国連邦	牛肉(別紙AE-A1)(厚)	_	牛肉(別紙AE-A1)(厚)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
アルゼンチン	食肉(別紙AR-A1)(厚)	_	_
アルメニア	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_
イスラエル	錦鯉 (別紙ZZ-S4)(農)	_	_
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	_	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
インドネシア	牛肉(別紙ID-A1)(厚)	_	牛肉(別紙ID-A1)(厚)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
ウクライナ	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
ウルグアイ	食肉(別紙UY-A1)(厚)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
英国	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	_
	ケーシング (別紙EU-A2)(厚)	_	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)	_	-
	ゼラチン・コラーゲン (別紙EU- A4)(厚)	_	-
	水産食品(別紙EU-S1)(厚) 5-2、6-2	_	_
	錦鯉 (別紙ZZ-S4)(農)	_	_
欧州連合	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	_
	ケーシング (別紙EU-A2)(厚)	_	ケーシング (別紙EU-A2)(厚)
	食肉製品、乳製品、殼付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)	_	_
	ゼラチン・コラーゲン (別紙EU- A4)(厚)	_	_
	水産食品 (別紙EU-S1) (厚) 5-2、6-2	水産食品(別紙EU-S1)(農) 9	水産食品(別紙EU-S1)(厚) 6-1-1、7-1
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	_
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	_	_
オーストラリア	食肉(別紙AU-A1)(厚)	_	_
カザフスタン	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
カタール	食肉(別紙QA-A1)(厚)	_	食肉(別紙QA-A1)(厚)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	-
カナダ	水産動物等 (別紙CA-S1) (農)	-	-
カンボジア	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	-
キルギス	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	-
シンガポール	食肉(別紙SG-A1)(厚)	-	-
	食肉製品(別紙SG-A2)(厚)	_	-
	家きん肉、家きん肉製品及び家きん 卵製品 (別紙SG-A3) (厚)	-	家きん肉、家きん肉製品及び家きん 卵製品 (別紙SG-A3) (厚)
	食用フグ(別紙SG-S1)(厚)	-	-
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	-
	水産物 (ZZ-S1) (農)	-	-
スイス	食肉(別紙EU-A1)(厚)	-	-
	水産食品 (別紙EU-S1) (厚)(農) 5-2、6-2	-	-
	錦鯉 (別紙ZZ−S4)(農)	_	_
スリランカ	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	_
タイ	牛肉(別紙TH-A1)(厚)	_	牛肉(別紙TH-A1)(厚)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
	豚肉(別紙TH-A2)(厚)	-	-
	-	_	青果物(別紙TH-P2)(農)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4)(農)	_	_
大韓民国	-	_	殻付き家きん卵(別紙KR-A1)(厚)
	-	_	畜産加工品(別紙KR-A2)(厚)
	水産動物等(別紙KR-S2)(農)	_	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	_	_
台湾	牛肉(別紙TW-A1)(厚)	-	-
	乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品(別紙TW-A2)(厚)	_	_
	食肉製品(別紙TW-A3)(厚)		
	貝類(別紙TW-S1)(厚)(農)	_	_
	水産動物等(別紙TW-S2)(農)	_	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	_	_
中華人民共和国	乳及び乳製品(別紙CN-A1)(厚)	-	_
	水産食品 (別紙CN-S1) (厚)	_	水産食品(別紙CN-S1)(厚)
	活水産物(別紙CN-S2)(農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
	さけ類(別紙CN-S3)(農)	_	_
	水産物 (別紙ZZ-S1)(農)	_	_
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
トルコ	錦鯉 (別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ナイジェリア	錦鯉 (別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ニュージーランド	牛肉(別紙NZ-A1)(厚)	_	_
	二枚貝(別紙NZ-S1)(厚)	_	_
ノルウェー	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	_
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
バーレーン	牛肉(別紙BH-A1)(厚)	_	牛肉(別紙BH-A1)(厚)
フィリピン	牛肉(別紙PH-A1)(厚)	_	牛肉(別紙PH-A1)(厚)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
ブラジル	牛肉(別紙BR-A1)(厚)	_	_
	水産食品(別紙BR-S2)(農)	-	_
ブルネイダルサ ラーム	錦鯉 (別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ベトナム	食鳥肉(別紙VN-A1)(厚)	_	食鳥肉(別紙VN-A1)(厚)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
	食肉(別紙VN-A2)(厚)	-	食肉(別紙VN-A2)(厚)
	水産食品(別紙VN-S1)(厚)	_	水産食品(別紙VN-S1)(農)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	_
ベラルーシ	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_
ペルー	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
香港	食肉(別紙HK-A2)(厚)	_	食肉(別紙HK-A2)(厚)
	_	_	殻付き家きん卵及び卵製品 (別紙HK-A3) (厚)
	アイスクリーム類等 (別紙HK-A4) (厚)	-	_
	乳、乳飲料、クリーム (別紙HK-A5) (厚)	_	_
	モクズガニ (別紙HK-S1) (農)	_	_
マカオ	牛肉(別紙MO-A1)(厚)	_	牛肉 (別紙MO-A1) (厚)
	豚肉 (別紙MO-A2) (厚)	-	_
	家きん肉 (別紙MO-A3) (厚)	-	家きん肉 (別紙MO-A3) (厚)
マレーシア	牛肉(別紙MY-A1)(厚)	_	牛肉(別紙MY-A1)(厚)
	畜水産食品 (別紙MY-S1) (厚)	_	_
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
南アフリカ共和国	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	_
ミャンマー	牛肉(別紙MM-A1)(厚)	-	牛肉(別紙MM-A1)(厚)
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	-
メキシコ	牛肉(別紙MX-A1)(厚)	-	-
	水産食品(別紙MX-S1)(農)	-	-
モーリシャス	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	-
モロッコ	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	-	-
リヒテンシュタイ ン	食肉(別紙EU-A1)(厚)	-	-
	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	-	-
まぐろ類条約等加 盟国	まぐろ類 (別紙ZZ-S2) (農)	_	_

(別表3)登録認定機関による適合施設の認定の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。 (凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係):財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	適合施設の認定(法第17条第3項)
アメリカ合衆国	水産食品(別紙US-S2)(農)
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)(厚)
ウクライナ	水産食品(別紙UA-S1)(農)(厚)
オーストラリア	水産食品及び養殖等用飼料(別紙AU-S1)(農)
ナイジェリア	水産食品(別紙NG-S1)(農)(厚)
ブラジル	水産食品(別紙BR-S1)(農)(厚)
ロシア	水産食品(別紙RU-S1)(農)(厚)